

訓記

世覺書

品川製作所対従業員ノ労働争議ハ今回調停及斡旋ニ依リ在記
条以テ以テ因湯解決ニタルニ就キハ茲ニ覺書三通ニ作成シ當
者双方及調停者各一通ニテ保持スルモノトス

記

ハ今回、労働争議ノ規定ノ解着手當以金一封四ノ五日ヲ以テ一
切解決スルコト

昭和五年一月廿五日

品川製作所主 武鶴次郎

(印)

日本労働総同盟東京支部大崎第八支部
争議団代表 西谷雄藏

(印)

調停友

山下曾松

(印)

以上

5.1 28
253

労働第ニ四八號

昭和五年一月廿五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

北北道ニテ品川製作所
品川製作所及調停者各一通ニテ保持スルモノトス

品川製作所対一部従業員ノ紛議解決ニ関スル件

要旨 当座調停案ノ斡旋ニヨリ既報被解雇者十三名ニ對シ規定外金封
四千五百圓ヲ支給シ一切解決ス

標記工場ニ於テハ客年末組合同盟側ト團體慣約ヲ締結シタ

ル結果總同盟側ノ強硬分子十三名ヲ解雇シタルニ先般、